

**お知らせ  
追加募集**

**平成 29 年度 産地パワーアップ事業について**

(平成 29 年度における機械リース・資材購入・施設整備等について助成金を交付します。)

**※平成 29 年度の機械リース・資材購入・施設整備等の要望を募集します。**

TPP への新たな対策として「産地パワーアップ事業」が実施されます。本対策は、産地パワーアップ計画に基づき意欲のある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組を支援するものです。

産地パワーアップ計画を作成するため、各生産者及び生産者団体等に対し、別紙要望調査を実施します。本事業の活用を希望する方は、要望調査票を記入して「いわき地域農業再生協議会」に提出してください。

**助成対象者**

- ・農事組合法人、農業生産法人、任意組織（集落営農組織、機械共同利用組織）、農業者、民間事業者等
- ※助成対象者はいわき地域農業再生協議会が作成する「産地パワーアップ計画」に位置づけられる必要があります。
- ※個人の農業者が施設整備を行う場合には、①青色申告等により、農業経営に係る経理が家計と分離されていること ②後継者が確保されている等、事業の継続性が担保されていることが必要です。

**助成内容**

高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な機械や機器のリース導入に要する経費、施設整備に必要な経費、改植時に必要な経費、転換時に必要な資材導入等に要する経費等

○産地パワーアップ事業の取り組み内容は次のとおりです。

事業区分	メニュー	採択要件	補助率等
平成 29 年度	生産支援事業 ※事業実施期間 平成 29 年 7 月～ 平成 30 年 3 月 31 日	リース方式による 農業機械等の導入等 ※詳細は 3、4 ページを参照	導入する農業機械等の 本体価格の 1/2 以内
	整備事業 ※事業実施期間 平成 29 年 7 月～ 平成 30 年 3 月 31 日	低コスト耐候性ハウス、 高度環境制御栽培施設等 ※詳細は 2 ページを参照	事業費の 1/2 以内

提出期限（要望調査票）（提出先：いわき地域農業再生協議会）

**○平成 28 年 8 月 12 日(金)まで・・・生産支援事業および整備事業の要望**

**留意事項**

- ・産地パワーアップ計画は都道府県での審査・承認が必要なことから、計画が採択されない可能性もあります。
- ・本事業は耕種作物が対象となります。（畜産は対象外となります。）

目標年度：事業実施の翌々年度	対象地域：産地（取組み地内全体）	下記のいずれかを設定する
土地利用型（稲・麦等）	農業者全体の生産コスト又は集出荷・加工コスト 10%以上の削減	契約栽培の割合について 10%以上向上かつ 50%以上となる
園芸品目（果樹・野菜等）	農業者全体の生産コスト又は集出荷・加工コスト 10%以上の削減	販売額の 10%以上の増額

・目標が達成されない場合、いわき市農業再生協議会の管内（いわき市内）で、目標が達成されるまでの間、新規の事業が認められなくなります。また、既に着手（購入・契約等）しているものについては対象外となります。

**お問い合わせは、いわき地域農業再生協議会（電話 68-6238）まで、ご連絡ください。**

産地パワーアップ計画段階での面積要件

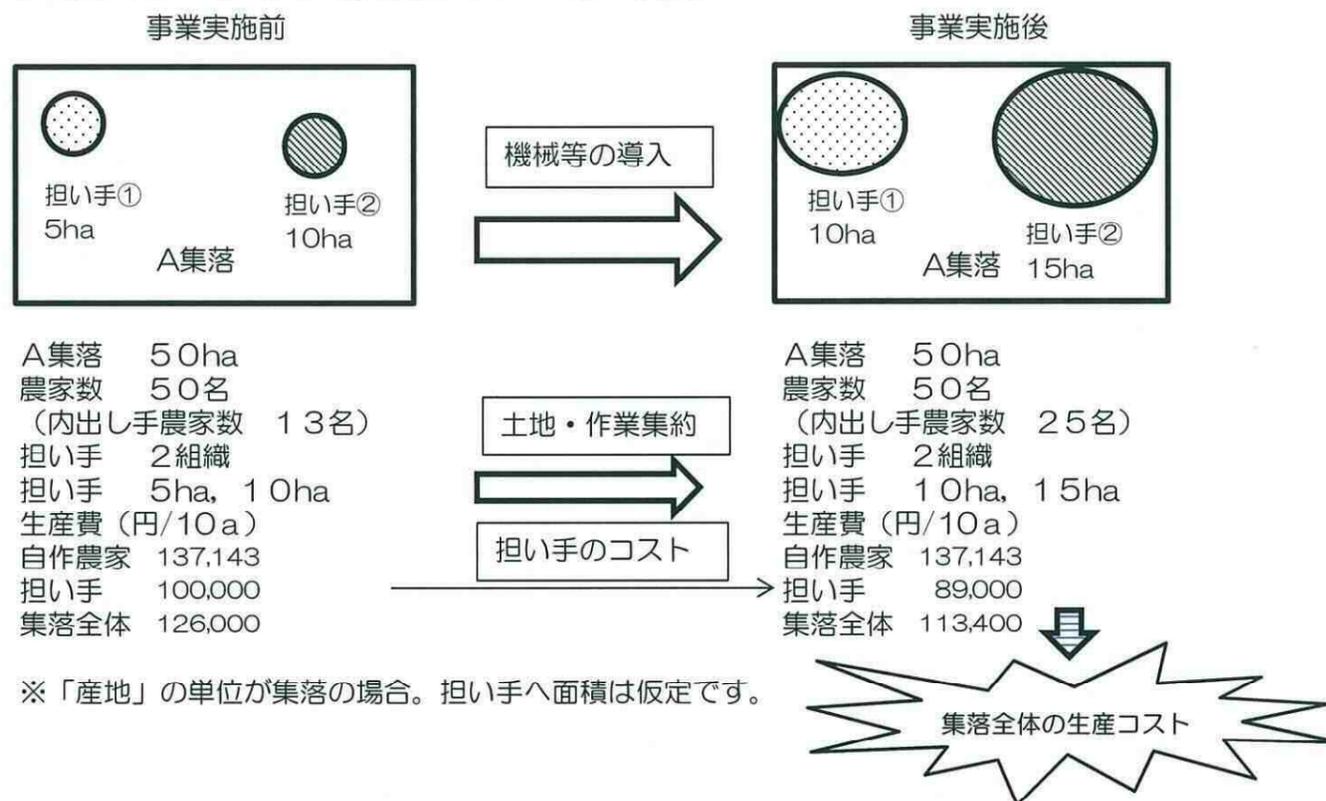
品目	産地面積（おおむね下記面積以上）	備考
土地利用型作物	稲 50ha	中山間地域は 10ha
	麦 30ha	中山間地域は 10ha
	大豆 20ha	中山間地域は 10ha
	そば 5ha	—
園芸品目	果樹 10ha（ぶどう、なし、キウイフルーツ等の果樹農業振興特別措置法施行令第 2 条に定める果樹、それ以外は 3ha）	中山間地域も同じ
	野菜 露地野菜 10ha 施設野菜 5ha	中山間地域は 露地野菜 5ha、施設野菜 3ha
	花き 露地花き 5ha 施設花き 3ha	中山間地域は 露地花き 3ha、施設花き 2ha

※中山間地域で生産支援事業のみを実施する場合は、5 戸以上の農業者の参加、又は取組面積が 1ha 以上であることが必要です。

※産地とは、集落、旧市町村等のまとまりのある地域で、事業実施後に評価の対象となる地域です。

※「稲」は「いわき地域農業再生協議会」が作成する産地パワーアップ計画の産地（市内の事業取組の要望を考慮し、再生協議会が産地範囲を設定します）において、事業に取組む農業者へおおむね 5 割以上の主要作業が集積されることが必要です。

**産地パワーアップ事業のイメージ（稲）**



産地パワーアップ事業の整備事業の対象施設一覧 ※各施設には上限事業費がありますので、詳しくはお問い合わせ下さい。

整備事業の内容	整備事業の内容
水稲関連施設（種子用を除く、共同施設に限る）	育苗施設、乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、産地管理施設（色彩選別機）
農産物処理加工施設（稲・麦・大豆・茶）	集荷貯蔵施設（りんご、なし、かんきつ）
果樹関連施設	集出荷貯蔵施設（きゅうり、なす、トマト及びピーマンに限る。）
野菜関連施設	防霜施設、防風施設
農作物被害防止施設	低コスト耐候性ハウス（軒高 3.5m 以上のものを除く。）
生産技術高度化施設	ほ場内地下水水位制御システム
種子種苗生産関連施設（稲・麦・大豆）	温室（軒高が 3.5m 以上のものを除く。）
種子種苗生産関連施設（野菜）	堆肥等生産施設

区分	機械名	対象作物					補助率等
		水稲	大豆	麦	そば	なたね	
耕うん・碎土	トラクタ（アタッチメント含む）	○	○	○	○	○	リース物件購入価格 ※1（税抜）の2分の1以内
	ロータリ	○	○	○	○	○	
	あぜぬり機	○					
	ハロー（ドライブ・ウイング）	○					
	振動式弾丸暗渠（プラソイラを含む）		○	○	○	○	
	プラウ	○	○	○	○	○	
	溝堀機		○	○	○	○	
施肥・直播	ブロードキャスター	○	○	○	○	○	※1本体価格が50万円以上のものに限り（アタッチメントを含む）
	ライムソワー	○	○	○	○	○	
	マニユアスプレッダ	○	○	○	○	○	
	播種機（大豆300A技術の機能を備えるもの）		○				
	ロータリーシーダー（ドリルシーダー含む）	○	○	○	○	○	
	種子コーティングマシン	○					
	直播専用機	○					
	不耕起V溝播種機	○					
	精密条播機	○					
移植・育苗	播種機	○					※既存の機械等の更新は該当しません。
	催芽機	○					
	種籾温湯消毒機	○					
	育苗機	○					
	田植機（6条以上）	○					
	側条施肥田植機	○					
栽培管理	多目的田植機	○					※中古機械のリースは該当しません。
	ロータリーカルチ+培土板		○				
	水田用栽培管理ビーグル	○	○	○	○	○	
	除草機（モア・ブームモア・除草カルチ）	○	○	○	○	○	
防除	RCポート	○					※産地全体でのコスト減が期待できないような機械導入は、該当しません。
	ブームスプレヤ		○	○		○	
	動力散粉（噴霧）機	○	○	○		○	
収穫・乾燥	ラジコンハリ	○	○	○			※過剰投資を避けるため、県特定高性能農業機械導入計画の利用規模下限を考慮します。
	コンバイン	○	○	○	○	○	
	乾燥機	○	○	○	○	○	
	もみすり機	○					
	色彩選別機	○	○	○			
	選別選粒機（粗選機）	○	○	○	○	○	
	ビーンクリーナー		○				
	自動計量器（フレコンスケール含む）	○	○	○	○	○	
	食味計・品質判定機	○					
加工・直売	加工・直売に必要な機械（製粉、搾油機等）	○	○	○	○	○	2分の1以内 ただし、受益地区内の水田において生産される事業対象の作付面積の3分の2以上が1ヘクタール以上に団地化されることが確実なこと。
排水対策（効果増進事業を除く）	団地における簡易な補助暗きよ、明きよ等の作業労賃		○	○	○	○	

○施設・設備等

区分	補助対象	詳細	補助率	
栽培用施設	パイプハウス		購入価格の2分の1以内	
	育苗棚			
	果樹棚			
ハウス付常設備	被覆資材	被覆資材 カーテン資材 遮光資材 防虫ネット	リース物件購入価格（税抜）の2分の1以内	
	環境制御機械・装置	環境制御装置		環境制御装置
		複合環境制御測定装置		複合環境制御測定装置
		暖房機		暖房機
		冷房機		冷房機
		パットアンドファン		パットアンドファン
		ヒートポンプ		ヒートポンプ
		除湿機		除湿機
	換気装置	換気装置		
	かん水設備	かん水設備		
高品質安定生産装置	養液栽培装置	養液栽培装置（培地なし）	リース物件購入価格（税抜）の2分の1以内	
	※制御盤、栽培棚、スラブ等栽培装置一式	養液栽培装置（培地あり）		
	かん水同時施肥栽培装置	養液土耕栽培装置		
	露地用かん水装置			
	電照栽培装置	電照栽培（日長制御） 電照栽培（UV-Bによる防除）		

○機械

区分	補助対象	補助率
耕耘	溝堀機	リース物件購入価格（税抜）の2分の1以内
育苗・移植	播種機	
	定植機	
ほ場準備	畦立て同時マルチ機	
防除	ズームスプレーヤー	
	スピードスプレーヤー	
	土壤消毒機械	
栽培管理	自走式防除機	
	除草機	
収穫	高所作業車	
	収穫機	
調製・出荷用機械	洗浄機	
	調製機	
	選果・選別機	
	自動結束機	
	簡易予冷庫	
	乾燥機	
	計量機	
包装機（袋詰機）		

○その他

区分	補助対象	補助率
果樹の改植	樹園地の若返りのために行う同一品種の改植	定額 (1)主要果樹 17万円/10a (2)りんごわい化栽培等 33万円/10a (3)(1)、(2)以外の果樹 2分の1以内 (4)未収益期間における栽培管理 22万円/10a
簡易な補助暗きよ・明きよ等の作業労賃	作業の委託料（地域の標準的な農作業受託料金と照らし合わせて適正な単価であるもの）	2分の1以内